

大島商船高等専門学校における公的研究費等の取扱いに
関する組織体制について

校長裁定 平成 27 年 2 月 16 日

(趣旨)

第 1 この取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成 27 年 1 月 26 日 機構規則第 121 号。以下「取扱いに関する規則」という。）の規定に基づき、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費等の取扱いに関する組織体制について定めるものとする。

(公的研究費等の取扱いに関する役職の設置)

第 2 取扱いに関する規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、コンプライアンス推進責任者（以下「校長」という。）は、本校のコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を別表のとおり定める。

(副責任者の役割)

第 3 副責任者の役割については、次のとおりとする。

- (1) 校長の指示の下、不正使用の防止を図るため、教職員に対してコンプライアンス教育を実施する。
- (2) 校長の指示の下、教職員が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

附 則

この組織体制は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この組織体制は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この組織体制は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この組織体制は、令和元年 6 月 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表

	職 名	対象教職員範囲
コンプライアンス推進副責任者	総務主事	総括
〃	商船学科長	商船学科所属教員（練習船大島丸乗組員を含む）
〃	電子機械工学科長	電子機械工学科所属教員
〃	情報工学科長	情報工学科所属教員
〃	一般科目長	一般科目所属教員
〃	事務部長	事務部所属職員（技術支援センター職員を含む）